合併に伴う官公庁の管轄変更について

１．法務局（国）

◆名称及び管轄区域の変更

・変更の期日

平成１７年２月１１日

・名称の変更

大津地方法務局八日市出張所　→　大津地方法務局東近江出張所

・管轄区域の変更

八日市市、永源寺町、五個荘町、能登川町、蒲生町、日野町	→	東近江市（現八日市市、現永源寺町、現五個荘町、現愛東町、現湖東町）能登川町、蒲生町、日野町

※八日市市、永源寺町、五個荘町の管轄区域は変更なし。

※愛東町及び湖東町にかかる管轄区域

大津地方法務局彦根支局　→　大津地方法務局東近江出張所

2．警察署（県　予定）

◆名称及び管轄区域の変更

・変更の期日

平成１７年３月下旬

・名称の変更

滋賀県八日市警察署　→　滋賀県東近江警察署

・警察署の統合

愛知川警察署と八日市警察署の統合

統合後の業務は東近江警察署（現八日市警察署）で行う。

※統合されるまでの業務は、現行の警察署で行う。

八日市市、永源寺町、五個荘町　→　滋賀県八日市警察署

愛東町、湖東町　→　滋賀県愛知川警察署

３．地域振興局（県）

◆管轄区域の変更

・変更の期日

平成１７年２月１１日

・滋賀県東近江地域振興局の管轄区域の変更

八日市市、永源寺町、五個荘町、近江八幡市、能登川町、蒲生町、安土町、竜王町、日野町	→	東近江市（現八日市市、現永源寺町、現五個荘町、現愛東町、現湖東町）近江八幡市、能登川町、蒲生町、安土町、竜王町、日野町

※八日市市、永源寺町、五個荘町の管轄区域は変更なし。

※愛東町及び湖東町にかかる業務

湖東地域振興局　→　滋賀県東近江地域振興局

資料

４．税務署（国）

◆管轄区域の変更

・変更の期日

平成１７年７月１日

・近江八幡税務署の管轄区域の変更

八日市市、永源寺町、五個荘町、近江八幡市、能登川町、蒲生町、安土町、竜王町、日野町	→	東近江市（現八日市市、現永源寺町、現五個荘町、現愛東町、現湖東町）近江八幡市、能登川町、蒲生町、安土町、竜王町、日野町

※管轄区域が変更されるまでの業務については、現行の税務署で行う。

八日市市、永源寺町、五個荘町　→　近江八幡税務署

愛東町、湖東町　→　彦根税務署

５．労働基準監督署（国）

◆名称の変更

・変更の期日

平成１７年４月１日

・名称の変更

八日市労働基準監督署　→　東近江労働基準監督署（予定）

※管轄区域については、当面は現行のとおり。

八日市市、永源寺町、五個荘町　→　八日市労働基準監督署

愛東町、湖東町　→　彦根労働基準監督署

６．公共職業安定所（国）

◆名称の変更

・変更の期日

平成１７年４月１日

・名称の変更

八日市公共職業安定所　→　東近江公共職業安定所（予定）

※管轄区域については、当面は現行のとおり。

八日市市、永源寺町、五個荘町　→　八日市公共職業安定所

愛東町、湖東町　→　彦根公共職業安定所

※職業案内（ハローワーク）部分については、管轄地域に関係なく、どこの職業安定所でも、取扱い・窓口としての業務を行っている。